

青森県報

第二千四十七号

平成十四年七月十五日(月曜日)

目次

告示

公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……一
 公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(港湾空港課) ……二

公告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……三
 右 同……………(同) ……四
 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……五
 県有地の売却に係る一般競争入札……………(経 理 課) ……五

出先機関

漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定……………(東地方農林水産事務所) ……六
 道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……七

告 示

青森県告示第三百四十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年七月八日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定によ

り告示する。

平成十四年七月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

青森市大字奥内字川合六一の一三及び六一の一九の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ昭和五十三年九月二十五日付け青森県指令第四八三三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定)により囲まれた区域

の地点 青森市大字奥内字川合地先に設置された奥内漁港東防波堤灯台(北緯

四〇度五三分二四秒、東経一四〇度四一分〇〇秒)から三〇一度一分四九秒二九九・六九メートルの地点

の地点 の地点から七七度四四分一〇・七五メートルの地点

の地点 の地点から三四七度四四分〇・四六メートルの地点

漁港施設用地

青森県告示第三百四十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年七月八日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、むつ県土整備事務所及び大間町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月十五日

大間港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村 守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字大間字下手道五九番一の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 大間港北防波堤灯台（北緯四一度三二分五三・〇〇秒、東経一四〇度五四分一六・〇〇秒）から五九度五三分五三秒二五六・一九メートルの地点

の地点 の地点から四度三四分五二秒一・一六メートルの地点

の地点 の地点から九四度三四分五二秒三〇・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から一八四度三四分五二秒一・一六メートルの地点

の地点 の地点から七七度四四分一〇四・一九メートルの地点

の地点 の地点から一六七度四四分〇・五七メートルの地点

の地点 の地点から一二三度四二分四・六一メートルの地点

の地点 の地点から一四二度三〇分五・九六メートルの地点

の地点 の地点から二五七度四四分四・四〇メートルの地点

の地点 の地点から三四七度四四分〇・六二メートルの地点

の地点 の地点から二五七度四四分一〇五・六〇メートルの地点

の地点 の地点から一六七度四四分〇・六二メートルの地点

の地点 の地点から二五七度四四分一〇・六九メートルの地点

3 面積

一、〇二四・四七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市大字奥内字川合六一の二三及び六一の一九の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からクの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とクの地点を結ぶ昭和五十三年九月二十五日付け青森県指令第四八三三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定）により囲まれた区域

アの地点 青森市大字奥内字川合地先に設置された奥内漁港東防波堤灯台（北緯四〇度五三分二四秒、東経一四〇度四一分〇〇秒）から三〇一度一分四九秒二九九・六九メートルの地点

イの地点 アの地点から七七度四四分一〇・七五メートルの地点

ウの地点 イの地点から三四七度四四分〇・四六メートルの地点

エの地点 ウの地点から七七度四四分一〇四・一九メートルの地点

オの地点 エの地点から一六七度四四分〇・五七メートルの地点

カの地点 オの地点から一二三度四二分四・六一メートルの地点

キの地点 カの地点から一四二度三〇分一七・〇二メートルの地点

クの地点 キの地点から二五七度四四分二二五・四〇メートルの地点

3 面積

二、三三二・三六平方メートル

四 埋立地の用途

3 面積

三四・八二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡大間町大字大間字下手道五九番一の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 大間港北防波堤灯台（北緯四一度三一分五三・〇〇秒、東経一四〇度

五四分一六・〇〇秒）から六七度四二分四二秒二二・八七メートルの地点

イの地点 アの地点から四度三四分五二秒五五・〇〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から九四度三四分五二秒七〇・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から一八四度三四分五二秒五五・〇〇メートルの地点

3 面積

三、八五〇・一二平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年七月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン柏ショッピングセンター

西津軽郡柏村大字稲盛字幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 川戸義晴

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|--|--|-------------|
| 株式会社イワマ靴店 宮城県仙台市青葉区中央二丁目 六の二 代表取締役 岩間英泰 | 株式会社イワマ靴店 宮城県仙台市青葉区一番町四丁 目九の一七 代表取締役 岩間英泰 | 平成 三・三・五 |
| 株式会社錦 京都市上京区五辻通浄福寺西入 一色町二七の一 代表取締役 竹内義典 | 株式会社錦 愛知県名古屋市中村区名駅二丁 目四五の一九 代表取締役 竹内義典 | 一四・一・二四 |
| 株式会社鈴木 愛知県名古屋市中区栄町三丁目 一五の三七 代表取締役 伊佐治博 | 削除 | 一四・三・七 |
| 株式会社ブルーグラス 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 五の一 代表取締役 野口禎一郎 | 削除 | 一四・二・六 |
| 株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 臼井一秀 | 削除 | 一三・一〇・三 |
| 株式会社キムラタン 兵庫県神戸市中央区加納町二丁 目九の二四 代表取締役 川岡正則 | 削除 | 一四・一・二九 |
| 株式会社小山金 西津軽郡木造町千代町三九の三 代表取締役 小山内金弥 外二 者 | 削除 | 一四・四・二五 |
| 株式会社オンワード樫山 東京都中央区日本橋三丁目一〇 の五 代表取締役 廣内武 外八者 | 削除 | 一四・四・一八 |

四 届出年月日

平成十四年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び柏村役場

2 期間

平成十四年七月十五日から同年十一月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、柏村役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年十一月十五日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年七月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・セラ東バイパスショッピングセンター

青森市八重田四丁目二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦 紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦 紘一 外二十九者

四 変更しようとする事項

| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大規模小売店舗の営業時間 | 大規模小売店舗の営業時間 | 大規模小売店舗の営業時間 | 区 分 | 変更年月日 |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------|
| | | | | 変更前 | |
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大規模小売店舗の営業時間 | 大規模小売店舗の営業時間 | 大規模小売店舗の営業時間 | 変更前 | 変更後 |
| ラ・セラ東バイパスショッピングセンター | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 変更前 | 変更後 |
| 青森市八重田四丁目二の一 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 変更前 | 変更後 |
| 株式会社ユニバース | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 変更前 | 変更後 |
| 八戸市大字長苗代字前田八三の一 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 変更前 | 変更後 |
| 代表取締役 三浦 紘一 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 変更前 | 変更後 |
| 株式会社ユニバース | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 変更前 | 変更後 |
| 八戸市大字長苗代字前田八三の一 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 変更前 | 変更後 |
| 代表取締役 三浦 紘一 外二十九者 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 午前八時三十分から午後九時 | 変更前 | 変更後 |
| 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 | 平成十四・七・二五 | |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| 第四駐車場 午前八時三十分から 午後八時十五分(年 間百二十日午後九時 十五分)まで | 第五駐車場 午前八時三十分から 午後八時十五分(年 間百二十日午後九時 十五分)まで | 第六駐車場 午前八時三十分から 午後八時十五分(年 間百二十日午後九時 十五分)まで |
| 第四駐車場 午前八時三十分から 午後九時まで | 第五駐車場 午前八時三十分から 午後九時まで | 第六駐車場 午前八時三十分から 午後九時まで |

五 届出年月日

平成十四年七月一日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年七月十五日から同年十一月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年十一月十五日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

地籍調査の成果の認証

名川町が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年七月十五日

青森県知事 木村守男

| | | |
|------|-----|---|
| 市町村名 | 大字名 | 小字名 |
| 名川町 | 法光寺 | 卯花 木館 水沢 山 中水 沢 上水 沢 木平 沢 |
| | 鳥舌内 | 堰揚場 小山 津婦毛沢 水上平 袖上ノ沢 館ノ沢 中山 |

国有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年七月十五日

青森県知事 木村守男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

| 物件 | 所 在 地 | 地 目 | 地 積 |
|----|--------------|-----|---------------|
| 1 | 十和田市西二番町二三の一 | 宅 地 | 五〇四・九三平方メートル |
| 2 | 八戸市根城六丁目三二の八 | 宅 地 | 九〇二・三三三平方メートル |

二 予定価格

- 物件1 二千二十万円
- 物件2 五千九百六十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

- 物件1 十和田市西二番町二三の一
- 物件2 八戸市根城六丁目三二の八

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

- 青森市長島一丁目一の一
- 青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

- 物件1 十和田市西十二番町二〇の二二
青森県十和田合同庁舎 二階C会議室
- 物件2 八戸市尻内町字鴨田七
青森県八戸合同庁舎 一階会議室

2 日時

- 物件1 平成十四年七月三十一日 午前十一時
- 物件2 平成十四年七月三十一日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件1については、平成十四年七月二十四日午前十一時から、十和田市西二番町二三の一において現場説明を行う。

物件2については、平成十四年七月二十四日午後一時三十分から、八戸市根城六丁目三二の八において現場説明を行う。

出 先 機 関

東地方農林水産事務所告示第一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十四年七月十五日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

一 漁港の名称

今別漁港

二 禁止区域及び禁止物件

| 禁 止 区 域 | 禁 止 物 件 |
|---|---------|
| 東津軽郡今別町大字今別字今別二〇二番地先に設置された今別町三級基準点から六二度五〇分四〇五メートルの地点を中心とした半径一七〇メートルの円内の区域 | 船舶 |

三 指定の適用期間

平成十四年八月四日(同日に開催予定の花火大会が同月五日から同月十八日まで
の間において順延される場合にあつては、当該花火大会が開催される日)午後八時
三十分から午後九時まで

十和田県土整備事務所告示第十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、
次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二
月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び
十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月十五日

十和田県土整備事務所長 上 原 佳 三

| | | | | | | | |
|-------------------------|-----|------------|-----|----------|-----|--------------|-------|
| 十和田市大字三本木字千 歳森三三三三の三 | 位 置 | 六・一・三六メートル | 延 長 | 六・〇〇メートル | 幅 員 | 平成 一四・七・三 | 指定年月日 |
|-------------------------|-----|------------|-----|----------|-----|--------------|-------|

| | | |
|-------------|---------------------------|---------|
| 青 森 県 | 青森市長島二丁目一番一号 | 発行所・発行人 |
| 青 森 県 | 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社 | 印刷所・販売人 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭